

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正)

(令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正)

(令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月9日一部改正)

(令和2年7月31日一部改正)

(令和2年8月31日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定（令和2年7月31日一部改正）の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており、また、感染経路が不明なケースも多く見られる。このため、8月に入り、新規感染者数は減少傾向にあるものの、今後、感染が急激に進むことも懸念される。
- 専門家からは、「新規感染者数は7月31日をピークに減少傾向を示しているが、重症者やクラスターは、いつでも発生する可能性があることから、現状の感染防止対策を維持することが望ましい」との見解が示されている。
- 一方で、重症者数は少なく、また、感染者のための入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保、PCR検査などの検査能力の増強などに取り組んでおり、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに、医療状況がひっ迫する恐れは少ない。
- 県では、こうした状況を踏まえ、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本とし、別紙「広島積極ガード宣言」のもと、県民、事業者、行政が連携して、感染拡大防止対策に取り組むこととしている。
- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。
- 本県では、他地域の感染状況などに鑑み、6月19日から他の都道府県への移動の自粛を解除しているが、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしている。また、イベントの開催について、9月30日まで現在の開催制限を維持することとする。なお、これらの10月1日以降の対処方針については、後日、改正するものとする。
- 疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は、再度、制限を強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「ステージ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。（別紙「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」）
- 本県においては、ステージⅢに移行しないように、対策を講じるめやすとなる「警戒基準値」を設定し、極力、行動制限を行うことなく、県民が日常の生活を続けられる状態を保ちながら、感染拡大防止に努めることとする。
- 国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行う。

2 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項

- 外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいですが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染の拡大防止に取り組むことが重要である。
- 本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりが確認され、また、若年層の感染が多いことから、感染確定までの間に、感染者が広範囲にわたって移動・活動し、接触者を増やしている状況が見受けられる。
- また、発症初期は、新型コロナウイルス感染症の症状と風邪の症状が似ていることから区別が付きにくく、発症から検査までの数日間、様子を見ているケースや複数の医療機関を受診した後に検査に繋がるケースが散見され、その間に感染が広がることも懸念される。
- 感染の拡大を抑えるためには、感染者を早期に発見し、入院治療などの措置につなげ、感染の連鎖を遮断していくことが肝要であり、県民、事業者、行政が連携して次の取組を進める。

(1) 施設やイベントでの「広島コロナお知らせQR」の積極的な活用

施設などに掲示されているQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスを登録した施設利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることを伝え、円滑にPCR検査を受けられるようにする。

- 事業者は、利用者に安心・信頼して施設の利用やイベントへの参加をしていただくため、県が令和2年8月14日から提供している「広島コロナお知らせQR」を積極的に導入する。
 - ・ 県ホームページからQRコードの発行を申込み、QRコードを施設やイベントにおける客席や入口に掲示し、施設の利用者やイベント参加者に登録を呼び掛ける。
 - ・ 併せて、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言を行う。
- 県民は、感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ、また、お知らせを受けた場合には、連絡先を探す負担がなく、PCR検査の申込みや受診ができることから、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用する。
 - ・ 併せて、国の接触確認アプリ（COCOA）を利用する。
- 行政は、感染者の早期発見、PCR検査の円滑な案内、積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため、飲食店を中心に「広島コロナお知らせQR」の早期普及を図る。

(2) 風邪の症状などがある場合の早期の検査実施

新型コロナウイルス感染症か、それとも風邪かの区別が付きにくい場合であっても、風邪の症状、倦怠感などがあれば、しばらく様子を見ることなく、直ちに、身近な診療所などで受診して、検査を受けられるようにする。

- 行政は、医師会の協力のもと、身近な診療所などにおいて、検体採取時のリスクや負担を軽減することが可能な唾液検体の採取を行えるようにするなど、検査体制を整える。
- 県民は、風邪の症状が出た場合、様子を見ることなく、事前に連絡して、身近な診療所などで受診する。
- 事業者は、従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促す。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の推進

県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝えることを目的としたこの制度について、宣言店の増加を図るとともに、店舗ごとの自主的な取組に委ねるだけでなく、感染症対策の取組状況を確認していく。

- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知や「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の普及を進めるとともに、飲食店などを訪問し、感染症対策の取組状況を確認していく。
- 飲食関連事業者などは、ガイドラインなどにに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言する。
また、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 県民は、飲食店などを利用する際には、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用する。

【感染拡大防止の観点からの店舗名の公表】

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、ガイドラインに掲載している感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

3 移動の自粛について（法第24条第9項）【令和2年9月30日まで】

他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

4 施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（法第24条第9項）

(1) イベントの開催条件【令和2年9月30日まで】

- ・ 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・ 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

なお、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め、主催者において慎重に対応すること。

また、イベント参加者の連絡先などを把握するとともに、スマホの接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用すること。

(2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設

食事提供施設の様子は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策が見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。
- ③ 「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用して、施設にQRコードを掲示し、利用者への登録を呼び掛けることで、利用者の安心・信頼感の向上に努めること。

5 県民に対する要請（法第24条第9項）

- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- ② 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、あらかじめ連絡をした上で、身近な診療所などで受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ③ 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出し

たりすることは控えること。

- ④ 参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けること。また、会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。
- ⑤ これまで全国でクラスターが発生した施設において、4－（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ⑥ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- ⑦ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑧ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑨ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑩ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。また、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用すること。
- ⑪ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

6 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促すこと。
- ③ 4－（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参集し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ④ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ⑤ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑥ 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。
- ⑦ 飲食関連事業者などにおいては、ガイドラインなどに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。
- ⑧ 接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に導入すること。
- ⑨ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑩ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。